

# 通級指導担当者ガイドブック



平成30年3月

山口県通級指導担当者専門性充実検討会議



## はじめに

現在、国では、共生社会の実現をめざし、教育の分野においては、インクルーシブ教育システムの構築に向けた多様な学びの場の整備が進められています。

多様な学びの場の一つである「通級による指導」は、障害のある児童生徒が、大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部特別な指導を特別な場で受ける教育の形態であり、インクルーシブ教育の理念を具現化する有効な制度として、その充実が期待されています。

「通級による指導」は、平成5年に小・中学校において制度化され、学校及び担当者のたゆみない努力により指導の充実が図られるとともに、その役割の理解が進み、利用する児童生徒が増えています。

本県においても、「通級による指導」を実施する小・中学校が増加する中、通級指導担当者の確保や専門性の維持・向上、適切な指導内容の設定の在り方等が喫緊の課題となっており、「通級による指導」を新たに始める学校や初めて担当する教員から、適切な指導内容の設定や、円滑な通級指導教室の運営、通常の学級との効果的な連携等のための参考資料を要望する声が多く寄せられています。

このため、初めて「通級による指導」を担当する教員のみならず、すべての教職員の「通級による指導」についての理解を促進することを目的として本ガイドブックを作成することとしました。

本ガイドブックは、基礎理論編、実践事例編の二部で構成しており、前半の基礎理論編では、通級指導担当者だけでなく、管理職や学級担任、教科担当など、校内の全ての教職員が理解しておくことが望ましい内容をまとめています。後半の実践事例編では、児童生徒の様々な困難さへの具体的な指導・支援の例を豊富に示しています。なお、巻末には、個別の指導計画を作成する際の参考となるよう、自立活動の指導の内容例を分かりやすく整理した資料を掲載しています。

今後、より多くの教職員が本ガイドブックを活用することにより、「通級による指導」の一層の充実が図られ、障害のある児童生徒の自立と社会参加をめざす特別支援教育の更なる推進につながることを願っています。

平成30年3月

## 活用方法

本ガイドブックは、前半部分に「基礎理解編」として、指導を進める上で知っておいてほしいことを示しています。ここでは、通級指導担当者のみならず、すべての教職員に知っておいてほしい内容が含まれています。校内研修等でも、活用できるよう、編集しています。

後半部分は、「実践事例編」として、研究拠点校の取組を紹介しています。様々な児童生徒の状態等に応じた自立活動の指導や、必要に応じて行われる教科の内容を取り入れた指導の具体例を示しています。児童生徒の実態に応じた目標の設定や、指導内容の選択、評価までの流れを、事例を通して学ぶこともできます。

## 活用例

### 初めて通級による指導を担当する教員

- P 6 基礎理論編 1 - ( 3 )  
Q & A形式で、基礎的事項を分かりやすく説明
- P 6 8 基礎理論編 5  
教室運営の1年間の大まかな流れを例示
- P 8 1 実践事例編  
通級指導の実践を豊富に記載
- P 1 0 8 資料編 1 自立活動における区分及び内容の概要  
自立活動の6区分27項目の内容の具体例を明示

### 通常の学級担任

- P 6 基礎理論編 1 - ( 3 )  
Q & A形式で、基礎的事項を分かりやすく説明
- P 4 9 4 - ( 2 )  
通級指導担当者との連携のありかたについて、整理
- P 8 1 実践事例編  
自立活動の指導の場である通級指導教室の役割の理解に生かせる豊富な事例を記載

### 校内研修において活用

- P 3 2 3 - ( 1 )  
個別の教育支援計画や個別の指導計画を全校体制で取り組む手立てを例示
- P 5 5 4 - ( 3 )  
校内コーディネーターと通級指導担当者が連携して進める特別支援教育に関する校内研修の例を紹介

### 関係者との連携において活用

- P 4 8 4 ( 1 ) ~ ( 8 )  
様々な関係機関等との連携の在り方を明示

# 目 次

## はじめに

### 第 部 基礎理論編

1	通級による指導とは	
	(1) 通級による指導の趣旨	2
	(2) 通級による指導の制度的位置づけ	3
	(3) 通級による指導を実施するに当たっての基礎的事項	6
2	開始と終了の手続き	
	(1) 開始の判断	24
	(2) 開始手続きの流れ	26
	(3) 終了の判断	28
	(4) 終了手続きの流れ	29
	(5) 終了後のフォローアップ	30
3	目標の設定から評価まで	
	(1) 個別の教育支援計画や個別の指導計画について	32
	(2) 実態把握の工夫と目標設定の在り方	36
	(3) 評価	46
4	関係者との連携	
	(1) 管理職のリーダーシップ	48
	(2) 担任との連携	49
	(3) 校内コーディネーターとの連携	55
	(4) 他校通級の場合 在籍校との連携	58
	(5) 小・中学校間の引継ぎ・連携	60
	(6) 保護者との連携	62
	(7) 教育委員会との連携	64
	(8) 医療・福祉・その他関係機関との連携	64
5	通級指導教室 1年間の流れ	68
6	チェックリスト	74
	通級担当・学級担任・校内コーディネーター年間 To Do Check List	

### 第 部 実践事例編

	子どもの困難と通級指導教室で考えられる指導(例)	81
事例 1	(漢字の読み書き)	86
事例 2	(一斉指導の中で指示を聞いて理解・行動)	88
事例 3	(算数の計算問題)	90
事例 4	(図形に関する学習・自信)	92
事例 5	(落ち着いて授業に取り組む)	94
事例 6	(質問を最後まで聞く)	96
事例 7	(集団の活動に参加)	98
事例 8	(勝ち負けへのこだわり)	100
事例 9	(感情のコントロール)	102
事例 10	(小集団でのコミュニケーションの学習)	104

### 資料編

1	自立活動における区分及び内容の概要	108
2	関係法令・通知等	128

本ガイドブックは、国の委託事業「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業（通級による指導担当教員等専門性充実事業）」の成果をまとめたものです。

このガイドブックでは、研究拠点校の協力を得て、主に発達障害のある児童生徒の事例を中心にまとめています。

## Q & A 一 覧

- Q 1 通級による指導における「特別の教育課程」の具体的な内容は、どのようなものですか？・・・6
- Q 2 「自立活動の指導」とは、どのようなものですか？・・・・・・・・・・・・・・6
- Q 3 「自立活動の指導」の指導内容を検討する際に、留意する点は何ですか？・・・・7
- Q 4 各障害種にみる指導目標・指導内容にはどのようなものがありますか？・・・・8
- Q 5 通級による指導の中で、「教科の補充」を行うことができますか？・・・・・・14
- Q 6 障害の状態に応じて、各教科の内容を取り扱いながら行う「自立活動」とは、どのように進めるとよいのですか？・・・・16
- Q 7 通級による指導の形態は、どのようなものがありますか？・・・・・・・・・・・・17
- Q 8 学習の形態には、どのようなものがありますか？・・・・・・・・・・・・・・19
- Q 9 小集団指導は、どういうときに設定を検討しますか？・・・・・・・・・・・・・・19
- Q 10 小集団指導では、どんな効果が期待されますか？・・・・・・・・・・・・・・19
- Q 11 個別指導と小集団指導をどのように関連付けて進めるとよいのですか？・・・・・・19
- Q 12 通級による指導は、指導時間の目安があるのですか？・・・・・・・・・・・・・・20
- Q 13 通級による指導を行う児童生徒の週当たりの授業時数は、どうやって決めるのですか？・・・・20
- Q 14 他校の通級指導教室で受けた指導も、在籍する学校の教育課程に位置づけることができるのですか？・・・・20
- Q 15 指導要録には、どのように記載するのですか？・・・・・・・・・・・・・・21
- Q 16 担当教員は、全ての障害種の児童生徒の指導を行えるのですか？・・・・・・・・・・21
- Q 17 授業のある時間帯に通級による指導を受ける場合、その授業を行わないことに対して、不安があるのですが・・・・21
- Q 18 個別の教育支援計画とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・32
- Q 19 個別の教育支援計画作成のメリットは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・32
- Q 20 個別の教育支援計画を活用するための留意点は何ですか？・・・・・・・・・・・・32
- Q 21 個別の指導計画とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・33
- Q 22 通級による指導を受けている児童生徒の個別の指導計画を作成・活用する上で留意すべき点は何ですか？・・・・33
- Q 23 児童生徒の状況を見取る際のポイントは何かですか？・・・・・・・・・・・・・・39
- Q 24 実態把握の際、発達検査は必要なのですか？・・・・・・・・・・・・・・39
- Q 25 発達検査は誰が行うのですか？・・・・・・・・・・・・・・39
- Q 26 他校通級が行われる学校への移動時間を通級による指導の時間に含めることはできますか？・・・・59
- Q 27 放課後の時間を、通級による指導の時間に充てることはできますか？・・・・・・・・59
- Q 28 通級による指導を受ける児童生徒の移動に要する交通費は就学奨励費支給の対象となりますか？・・・・59
- Q 29 他校へ通級する途上の児童生徒の事故は災害救済給付の対象となりますか？・・・・59